

背景

- 中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方や今後の推進方策について」(平成27年12月)

地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進することや、同活動を推進する「地域学校協働本部」を全国的に整備することなどを提言。

- 社会教育法の改正(平成29年3月)

上記の中教審答申、「次世代の学校・地域」創生プラン(平成28年1月)を踏まえ、「地域学校協働活動」を全国的に推進するため、平成29年3月に社会教育法を改正し、教育委員会が地域住民等と学校との連携協力体制を整備することや、「地域学校協働活動推進員」の委嘱に関する規定を整備。

※ 法改正の内容を踏まえ、同年4月に『地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン』を策定

地域学校協働活動の推進

- 補助事業による財政的支援

平成29年度予算において、「地域学校協働活動推進事業」として約64億円(対前年度1億円増)を計上し、

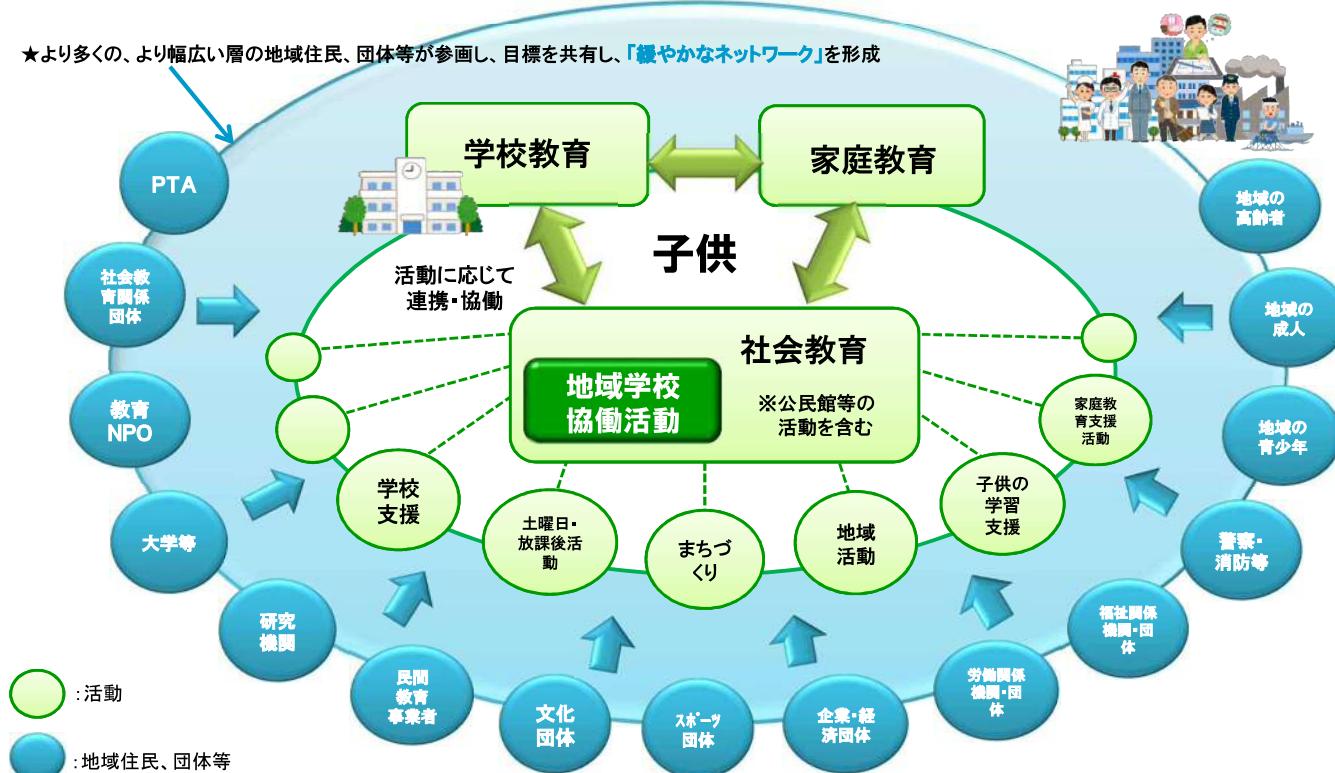
- ・地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員の配置(地域学校協働本部の整備)
 - ・放課後子供教室
 - ・学習が遅れがちな中高生等に対する学習支援(地域未来塾)
- 等を充実。

全ての小中学校区において地域学校協働活動が推進されることを目指す

1

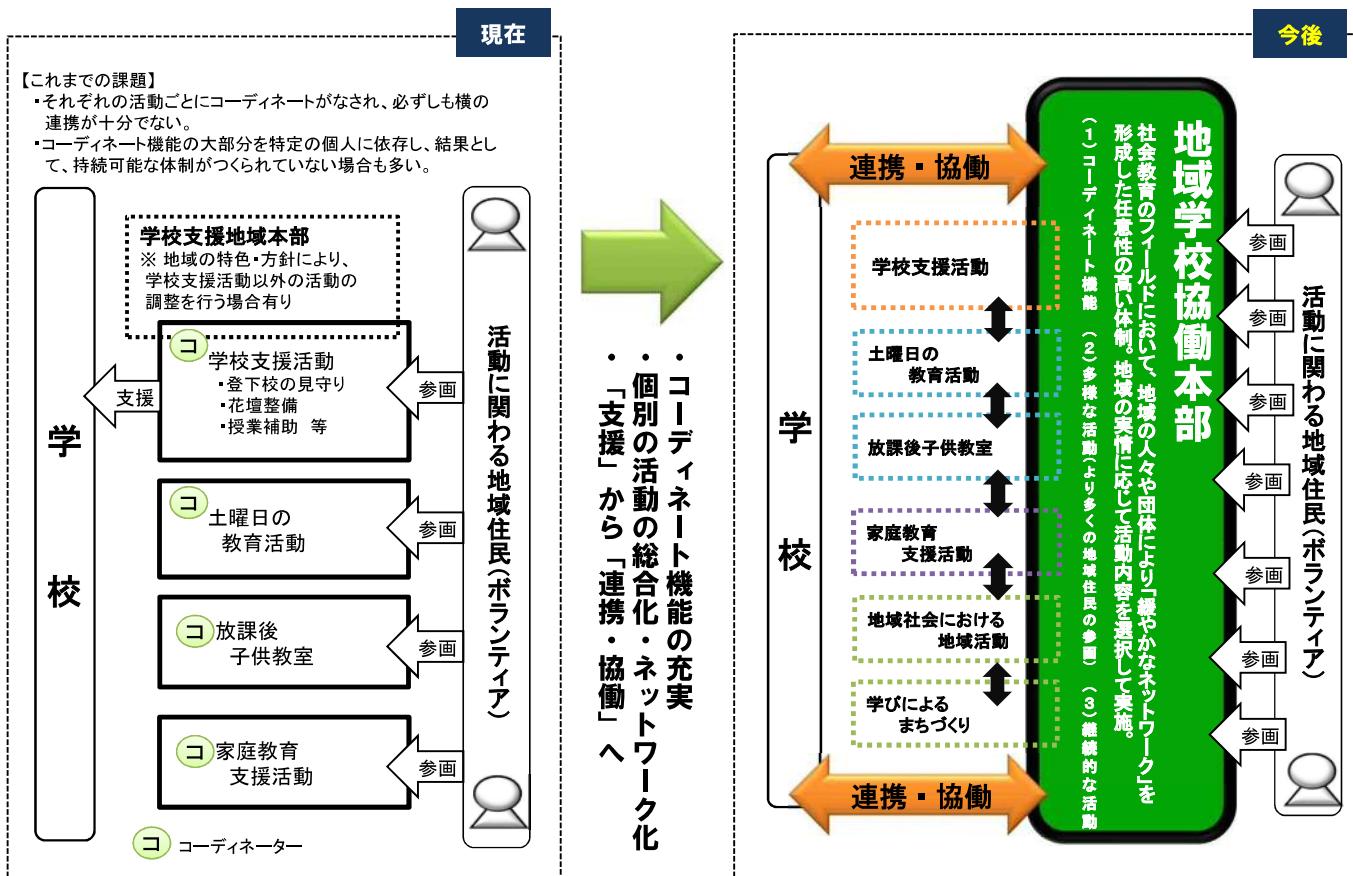
地域全体で未来を担う子供たちの成長を支える仕組み(活動概念図)

- 次代を担う子供に対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、地域社会と学校が協働。
- 従来の地縁団体だけではない、新しいつながりによる地域の教育力の向上・充実は、地域課題解決等に向けた連携・協働につながり、持続可能な地域社会の源となる。



2

今後の地域における学校との協働体制（地域学校協働本部）の在り方～目指すべきイメージ～



3

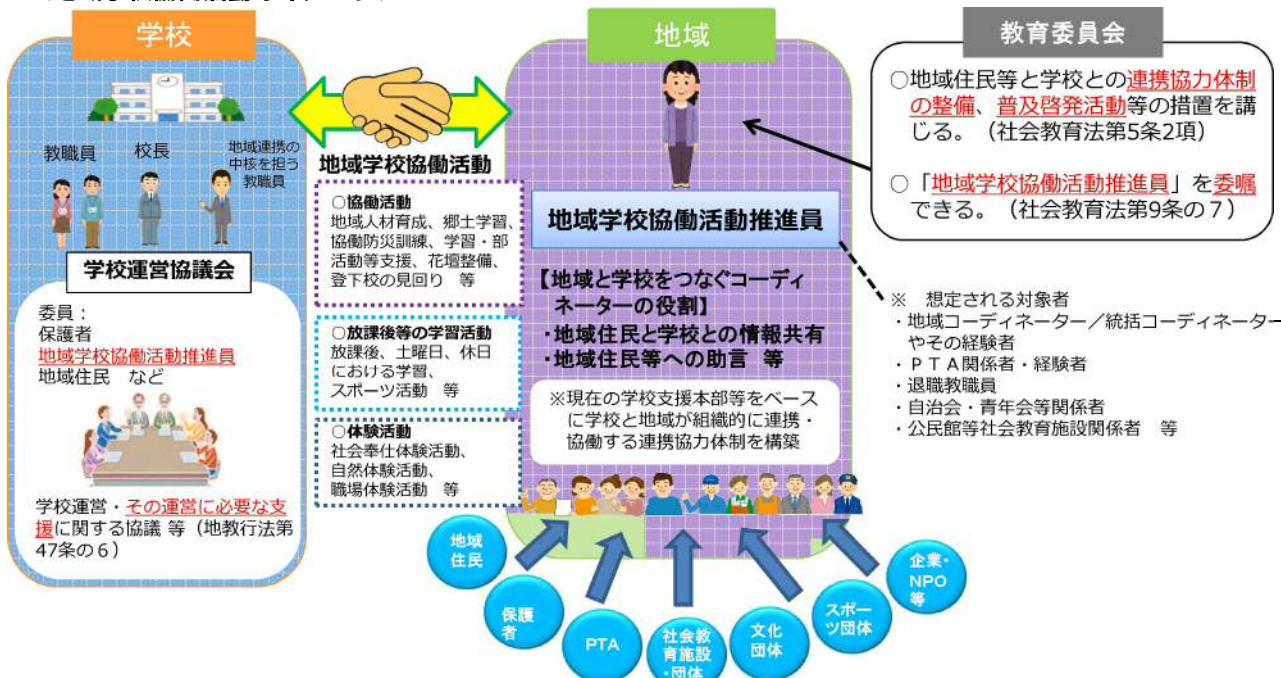
地域学校協働活動の推進に関する社会教育法の改正について

改正の概要

平成27年12月の中教審答申（地域と学校の連携・協働）を受け、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を全国的に推進するため、社会教育法を改正し、同活動に関する連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員」に関する規定を整備。

これにより、幅広い地域住民等の協力を得て、社会総掛かりでの教育を実現し、地域を活性化。

<地域学校協働活動のイメージ>



4

社会教育法(昭和24年法律第207号、最終改正平成29年法律第5号)抜粋

第五条 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

一～十二 (略)

十三 主として学齢児童及び学齢生徒(それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。)に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。

十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十六～十九 (略)

2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者(以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。)が学校と協働して行うもの(以下「地域学校協働活動」という。)の機会を提供する事業を実施するに当たつては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

5

第六条 都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条第一項各号の事務(同項第三号の事務を除く。)を行うほか、次の事務を行う。

一～五(略)

2 前条第二項の規定は、都道府県の教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する場合に準用する。

第九条の7 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信
望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働
活動推進員を委嘱することができる。

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に
協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地
域住民等に対する助言その他の援助を行う。

(参考)社会教育法改正に関するQ&A

社会教育法の改正に関して、下記ウェブサイトに各条文ごとに主なQ&Aを記載。今後隨時更新。

<http://manabi-mirai.mext.go.jp/kyodo/lawhtml#container>

6

地域学校協働活動推進員の配置について

- 今回の社会教育法の改正により、従来の学校支援地域本部や放課後子供教室の活動において、地域住民等と学校との連絡調整を行う「地域コーディネーター」や、地域コーディネーター間の連絡調整等を行う「統括コーディネーター」を、新たに「地域学校協働活動推進員」として教育委員会が委嘱することが可能になり、法律に位置付けられた存在として、地域学校協働活動の推進に関わっていただくことができるようになりました。
- 各地域で既にこうしたコーディネーターが活動されている場合は、社会教育法改正の趣旨を踏まえ、円滑かつ効果的に地域学校協働活動が推進されるよう、コーディネーターとして委嘱・依頼している方を地域学校協働活動推進員として改めて委嘱していただくなど、できるだけ速やかに推進員制度の活用について検討していただくことが望まれます。

7



Q. なぜ「委嘱」を行わなければならないのですか？

A. 地域学校協働活動の組織的・継続的な実施を図るためには、教育委員会と地域学校協働活動推進員の候補者との間で、当該推進員が具体的に行うべき業務の内容や、遵守すべき事項等を明確にした上で、活動の推進主体である教育委員会が責任をもって依頼することが望ましいことから、「委嘱」行為を前提としています。

これまで「地域コーディネーター」等として活躍されてきた方々の役割や業務の内容を大きく変えていただく必要はありませんが、自治体内における推進員の位置づけを明確にするためにも、「委嘱」による依頼をお願いします。

地域学校協働活動推進員委嘱のための参考手引

<内容>

- 地域学校協働活動推進員の役割、資質・能力
- 統括的な地域学校協働活動推進員の役割、資質・能力
- 委嘱について
(例示：委嘱の流れ、設置要綱、推薦書、委嘱の通知、委嘱状)
- コミュニティ・スクールとの関係性
- 国による財政支援（地域学校協働活動推進事業）
- 事例の紹介

地域学校協働活動推進員について

地域学校協働活動推進員に期待される役割

- ・ 地域や学校の実情に応じた地域学校協働活動の企画・立案
- ・ 学校や地域住民、企業・団体・機関等の関係者との連絡・調整
- ・ 地域ボランティアの募集・確保
- ・ 地域学校協働本部の事務処理・経費処理
- ・ 地域住民への情報提供・助言・活動促進 等

地域学校協働活動推進員に望まれる資質・能力

- ・ 地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する
- ・ 地域学校協働活動への深い関心と理解がある
- ・ 地域の住民、団体、機関等の関係者を良く理解している
- ・ 学校の実情や教育方針への理解がある
- ・ 地域住民や学校、行政関係者等と協力して活動を円滑に進めることができるコミュニケーション能力があり、関係者を説得し、人を動かす力がある
- ・ 地域課題についての問題提起、整理、解決先の構築等を仲間と共に進めることができるファシリテート能力にたけている

地域学校協働活動推進員の候補となり得る人材

- ・ これまでのコーディネーターやその経験者
- ・ 地域と学校の連携・協働に関わる活動に地域ボランティアとして活動している人
- ・ PTA関係者、PTA活動の経験者
- ・ 退職した校長や教職員
- ・ 自治会、青年会等の地域関係団体の関係者
- ・ 地域や学校の特色や実情を理解する企業、NPO、団体等の関係者 等

9

統括的な地域学校協働活動推進員について

統括的な地域学校協働活動推進員の役割

- ・ 地域学校協働活動推進員のリーダー的存在として、それぞれの推進員間の連絡調整
- ・ 地域学校協働活動推進員への適切な助言・指導や事例紹介
- ・ 地域住民の地域学校協働活動の理解の促進
- ・ 地域学校協働活動推進員の育成、人材の発掘・確保
- ・ 未実施地域において新たに取組を開始する際の助言や先行事例の提供 等

統括的な地域学校協働活動推進員に望まれる資質・能力

地域学校協働活動推進員に望まれる資質・能力に加え、

- ・ これまでのコーディネーター等としての実績や経験
- ・ 次期学習指導要領が目指す「社会とのつながりや、各学校の特色づくり」や「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、社会の状況に幅広く関心を寄せていること 等

統括的な地域学校協働活動推進員の候補となり得る人材

- ・ 地域学校協働活動推進員として長年活躍した人
- ・ 社会教育主事として活動した経験のある人
- ・ 校長や教職員の経験者で、地域学校協働活動の経験が豊富な人
- ・ PTA関係者、PTA活動経験者で地域学校協働活動の経験が豊富な人
- ・ 地域学校協働活動に関する業務や調整の経験を有する人
- ・ 地域活性化やまちづくり関係の地域の団体のリーダー 等

10